

令和2年 ゴールデンウィーク期間
仙台市八木山動物公園 ケータリングカー出店者募集要項

- 【募集目的】 大型連休期間は当園内の飲食施設が混雑している状況にあるため、その混雑の解消による来園者へのサービス向上及び園内の賑わいづくりを目的とする。
- 【募集台数】 4台
- 【出店日】 令和2年5月2日（土）から令和2年5月6日（水・振替休日）
- 【出店営業時間】 5月2日及び6日：午前9時から午後4時45分まで。（最終入園は午後4時、午後4時45分に閉園）
5月3日～5日：午前8時30分から午後4時45分まで※1。

- 【出店内容】
- ・仙台名物粋 1台（先行抽選）
 - ・その他粋 3台
- 両粋とも、仙台名物以外の各種複数の飲食物販売可（飲料のみは不可）
※仙台名物粋とは、牛タン、仙台あおば餃子、マーボー焼きそば、ずんだ、笹かま等です。
※食品衛生上、生肉、生魚等の下ごしらえは出来かねます。必ず、太白区衛生課の指示、指導に従ってください。

- 【出店場所】 仙台市八木山動物公園内 東門広場（右図参照）。 図

※来園者の安全確保のため、車での園内移動時間は午前8時～8時30分（5/2～5/5は7時30分～8時）の間、および閉園時間以降を厳守してください。



- 【出店料等】
- ・従事者1人1日につき500円（納付書払い）
 - ・車両1台1日につき駐車料金最大500円（現金払）
- ※駐車料金は車両の高さ2.6メートル以上の場合1,000円

- 【応募要件】 下記のすべてを満たす方を応募の要件とします。
- ・ケータリングカーでの販売であること。
 - ・飲食物のみの販売であること（グッズ等の飲食物以外は不可）。
※飲食物においても、種類によってはご遠慮いただく場合もあります。
 - ・使用する水道、電気、ガス等を準備出来ること。
 - ・暴力団関係者でないこと。
 - ・仙台市税の滞納がないこと。

- 【応募方法】 出店申込書、誓約書、営業許可書（写）、市税の滞納がないことの証明書、自動車による（飲食店営業・喫茶店営業・菓子製造業）計画表を仙台市八木山動物公園管理課あて直接または郵送にてご応募ください。

【応募先】 〒982-0801 仙台市太白区八木山本町一丁目43番地
仙台市八木山動物公園管理課 ケータリングカー担当 宛て

【応募期間】 令和2年2月27日（木）から3月11日（水）午後4時まで。

【抽選日時等】 日時：令和2年3月16日（月）午後1時30分から

会場：八木山動物公園 ビジターセンター1階 研修室

方法：くじ引きによる抽選。仙台市名物枠を先行抽選し、その後にその他枠3台を抽選。

※抽選日当日のくじ引き終了後は、当選された方を対象として、出店に関する説明会を開催いたします。出店にかかる必要書類を配布し、各種遵守事項や諸注意をご説明いたしますので、当選された方は必ずご出席ください。

【確認事項】

- ・出店許可後の出店キャンセルや、出店に関する権利の他者への譲渡はできません。
- ・当園提供資機材や園内設備等損傷した場合、当園の指定する賠償金をお支払いいただきます。
- ・出店料等は、別途送付する納付書により期日までにお支払いください。指定期日までにお支払いのない場合、出店許可は取り消しいたします。
- ・出店者の都合によるキャンセル、または出店に関する遵守事項や諸注意（ケータリングカー出店者募集要項）をお守りいただけない場合や、来園者等とのトラブルによる出店取消の場合には、出店料等は返金いたしません。
- ・暴力団関係者排除のため、選考には警察へ情報を提供して出店者を確認させていただきます。確認後、出店に相応しくないと判断された方は出店することが出来なくなります。
- ・出店者へ出店に関するアンケート及びヒアリングを行います。

【遵守事項】

- ・園内事故防止のため、ケータリングカーの園内移動及び資材の搬入において、指定した経路・時間帯以外に、園内に車両を進入させないこと。
経路：抽選日の出店説明会にて指定
時間：午前8時から8時30分、午後4時45分から5時15分※2
- ・出店当日の配布物「販売員用証明缶バッジ」及び「出店許可書」は、出店初日の午前8時以降8時50分迄に、当園管理事務所2階へ受け取りに来ること。
また、返却する際は同場所へ午後4時45分から5時15分※2の間に返却すること。
- ・ごみ袋は利用者^がが分かりやすい場所（販売テーブル付近など）へ設置し、回収したごみは、出店者が責任をもって処分すること。
- ・基本的に開園中は途中で閉店しないこと。
- ・ケータリングカーをはみ出して物品を置いたり、販売・呼び込みを行ったりしないこと。
- ・園内にテントを持ち込む場合は、別途申請の上で許可を受けること。
- ・保健所等から必要な営業許可を受けること。
- ・事前に届け出た内容以外に、物品販売等一切の行為を行わないこと。取り扱い予定の品目と予定価格は、あらかじめ全て記入すること。
- ・その他、当園からの指示に従うこと。
- ・出店期間終了後、速やかに品目ごとの販売数実績を日計表として提出すること。

※1 ：最終入園、閉園は延長の場合あり。

※2 ：閉園時間延長の場合は、別途指示する。